

上筒井区規約

第1章 総 則

第1条 本区は、上筒井区と称し、事務所を上筒井公民館に置く。

第2条 本区は、上筒井区内に居住する住民（世帯）で構成し組制を設ける。

目的

第3条 本区は、区民相互の親和と生活向上、福祉の増進を図り、
区の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本区は、目的達成のため、下記の事業を行う。

第1項 公民館活動の目的達成に必要な事項。

第2項 土木及び災害防止に関する事項。

第3項 環境衛生の改善に関する事項。

第4項 区民体育に関する事項。

広 告

第5条 本区の広告は、区の掲示板又は、回覧板をもって公示する。

第3章 運 営

第6条 本区の目的達成のため必要な経費は、区費及び使用料、市助成金等
をもってあてる。

第7条 本区の区費及び公役費の金額は、総会で定める。

但し、使用料は公民館使用規定による。

第4章 役員 及び 事務員

第8条 本区は、下記の役員及び事務員を置く。

第1項 区長・公民館長（区長兼務）・副区長・会計各1名
評議員若干名。

第2項 組長（区の組数と同数名）

第3項 監査役2名

第4項 相談役若干名。

第5項 事務員1名・管理人1名（兼務は妨げない）

第6項 役員会は、区長・副区長・会計・評議員で構成する。

第9条 区長・公民館長の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

但し、最長任期は2期とする。

副区長・会計・評議員の任期は、1年とし、再任は防げないものとする。

第10条 役員選出

第1項 区長・公民館長は、選考委員会で選考し、副区長・会計
評議員の選考は、区長または、区長候補の意向を受け選考委員会
で選考し、総会で承認する。

選考委員会は、前年度・当年度の組長会正・副会長と相談役で構成する。

第2項 相談役は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第3項 組長は、各組で選出する。

第4項 監査役は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第5項 事務員・管理人採用は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第11条 役員及び事務員・管理人等の報酬及び給料は総会で定める。

第5章 任 務

第12条 役員の任務は、下記の通りとする。

第1項 区長は、区を代表して業務を行う。

第2項 副区長は、区の各種団体の発展向上を図るとともに
区長の補佐をし、区長不在の時は、その代行をする。

第3項 会計は、区の会計事務を行い、区長を補佐する。

第4項 評議員は、区長を補佐し、区の運営にあたる。

第5項 監査役は、会計監査を行う。

第6項 事務員は、区の事務を行い、区民の便宜をはかる。

第7項 組長は、区長の指示により、その組の連絡及び組の世話にあたる。

第6章 区民の権利と義務

第13条 区民は、本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることができる。

第14条 区民は、区長の指示により、その組の連絡及び組の世話にあたる。

第7章 個人情報保護

第15条 本区が区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供および管理については、「個人情報取得要領」に定め適正に運用するものとする。

第8章 会議

第16条 会議の種別

1. 総会
2. 役員会
3. 組長会

第17条 総会は、通常総会・臨時総会とする。

第1項 通常総会は、毎年4月末日までに開催する。

但し、必要ある時は、役員会の承認及び要求により臨時総会を開くことができる。

第2項 総会を開く時は、会日の5日前までに会議の目的・場所を回覧板で各戸に通知する。

第18条 総会は、下記の事項を議決する。

- (1) 議案審議
- (2) 規約
- (3) 予算・決算
- (4) 役員選出
- (5) その他の事項

第19条 総会は、代議員制とする。代議員は、新・旧組長、各種団体新・旧会長と定め、出席者の過半数（委任状を含む）にて決める。但し、賛否同数の時は、議長がこれを決める。

但し、規約第3条に基づき、自主的参加を妨げない。

第1項 議長は、総会出席者の中から選出する。

第20条 総会は、あらかじめ通知した議案の審議を行う。

但し、通知後の緊急事項は、総会に提案して、議案を審議することが出来る。

第21条 役員会は、区長が招集する。

第9章 事業年度

第22条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

昭和 59 年 4 月 15 日一部改正。

本規約は、昭和 59 年 4 月 15 日より施行する。

本規約は、平成 3 年 4 月 14 日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成 9 年 4 月 13 日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成 20 年 4 月 13 日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成 22 年 4 月 18 日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成 25 年 4 月 14 日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成 26 年 4 月 / 3 日一部改正し、同日より施行する。

上筒井公民館利用規程

(目的)

第1条 この規程は大野城市公民館等設置条例における上筒井公民館(以下「公民館」という)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用料 部屋代及び冷暖房費をいう

(2) 区民団体 区民の割合が3分の2以上の団体又は区費を納めている企業をいう

(開館日及び休館日)

第3条 公民館を利用できる日(以下「開館日」という)及び利用できない日(以下「休館日」という)は次のとおりとする。

(1) 開館日 次号以外の日

(2) 休館日

ア) 毎週月曜日及び第3日曜日

イ) 国民の祝日にに関する法律に定める日

ウ) 8月13日～8月16日まで

エ) 12月29日～1月4日まで

2. 前項の規程にかかわらず公民館長(以下館長といふ)が特に必要と認める場合は、休館日を取り消し及び臨時の休館日を設けることができる。

(利用時間)

第4条 公民館の利用時間は、9時から21時までとする。

2. 前項の規程にかかわらず館長が特に必要と認める場合は、利用時間を変更することができる。

3. 公民館事務室の執務日は火曜日から日曜日とする。

但し、公民館事務室の執務時間は9時より12時・13時より17時迄とし、日曜日の執務時間は正午迄とする。

(利用料の対象)

第5条 利用料徴収の対象となる部屋及び備品類は、次のとおりとする。

会議室、休養室、調理室、2階大集会室、第1和室、第2和室、及び別表1に定める備品類

(利用手続)

第6条 前条の部屋及び、備品類を利用するものは、別に定める申込書により館長の許可を受けなければならない。

(利用料及び納付方法)

第7条 利用料及び貸出料は別表1-1、1-2に定める額とする。

2. 利用料は、利用後すみやかに公民館事務室に納付しなければならない。

(区の付属機関及び隣組の使用)

第8条 区の付属機関及び隣組が使用する場合は、無料とする。

(利用料の減免)

第9条 別表1-3の団体が使用する場合は、利用料を全額免除とする。

2. 別表1-4の団体が使用する場合は、部屋代を全額免除とする。

(利用の制限)

第10条 館長は次の各号に該当する場合は、利用を許可せず若しくは許可を取消し利用を中止させることができる。

1. 公民館の運営に支障があると認めたとき。

2. 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認めたとき。

3. 建物又は付属設備等を滅失、又は破損する恐れがあると認めたとき。

(目的以外の利用)

第11条 利用許可をうけたものは、許可を受けた目的以外に利用し、又は権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 館長は公民館施設の管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 館長又は公民館に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不要な目的に使用してはならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、区の役員又は職員がこの規程に基づいて行う指示にしたがわなければならない。

(利用者の現状回復)

第14条 利用者は、施設、設備、備品等の利用を終えたときはただちに現状に回復しなければならない。

(補償)

第15条 利用中の建物又は付属設備等を滅失し又は破損したときは、利用者は直ちに職員に報告するものとし、その損害額相当を補償しなければならない。

2. 当該施設の利用中事故を生じた場合は、利用者側の責任において処理するものとする。

(厳守事項)

第16条 利用者は次の各号を厳守しなければならない。

1. 利用許可を受けた者は、利用にあたり館長または管理人の指示をうけること。
2. 利用時間は、準備及び後片づけに要する時間を含むこと。
3. 利用者が特別の準備又は現状を変更しようとするときは、館長の許可を受けること。
尚利用後は、速やかに現状に回復し館長又は管理人の確認をうけること。
4. 利用時間を厳守すること。
5. 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
6. 各種団体で利用するときは、代表者又は責任者を設けること。
7. 冷暖房機、調理室等を使用するときは、事前に館長又は管理人に申し出て指示に従うこと。
8. 絵画、習字等のサークル活動により公民館を汚す恐れがあるときは、館長又は管理人の指示に従うこと。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか公民館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、区の役員会の承認を得て決定する。

附則

1. この規程は、平成21年 4月19日一部改正し平成21年 5月 1日より施行する。
2. この規程は、平成22年 4月18日一部改正し平成23年 4月 1日より施行する。
3. この規程は、平成23年 8月 1日一部改正し平成23年 9月 1日より施行する。